

森林資源量調査効率化事業に関するよくあるご質問

Q1：補助の対象となるクレジット制度は？

A1：R6.4.1 現在ではJ-クレジットの『森林経営活動 (F0-001)』及びG-クレジットの『森林管理活動 (GF0-01)』を対象としています。

Q2：ICT や IoT などの新技術とは？

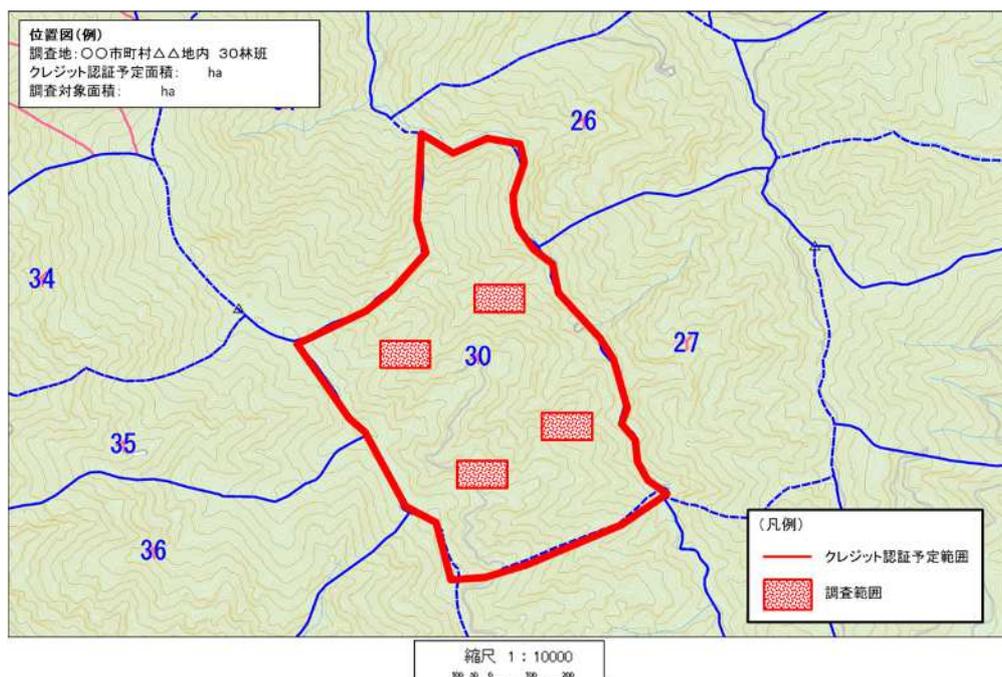
A2：従来の実踏調査に対して、航空レーザ測量や地上レーザ測量等により森林資源量を把握する技術を新技術としています。

Q3：要領第2-1-(3)に記載のある『認証取得に取り組む』とは？

A3：プロジェクト登録申請が行われたことをもって、認証取得の取り組みがなされたと解します。

Q4：『クレジット認証予定面積』と『調査対象面積』との違いは？

A4：『クレジット認証予定面積』は、J-クレジットまたはG-クレジット制度における「プロジェクト計画の登録を行う森林面積」とし、『調査対象面積』は、「本事業で森林資源量調査を行う森林面積」とします。



Q5：事業完了した翌年度から起算して3年以内にクレジット認証取得に必要な申請を行わなかった場合はどうなるのか？

A5：補助金返還の対象となります。

Q6：『補助事業完了』とは？

A6：補助事業の内容たる事務又は事業そのものが事実上完了したときとなります。